

平成 26 年 6 月 27 日

金融庁

投資法人に関する Q & A

(問) 投資法人が同一法人の発行する株式の過半を取得することができる場合について具体的にどの国が該当するのでしょうか。

(答)

投資法人による同一法人の発行する株式の過半を取得することができる場合について、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 116 条の 2 においては、登録投資法人が、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により法第 193 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる取引のうちいずれかの取引を自ら行うことができない場合と定めています。ただし、投資法人が過半の株式を取得する法人が、当該投資法人が自ら行うことができない取引を行うことができる場合に限られます。

具体的には、各国の法令の規定、慣行等に鑑み、例えば、アメリカ合衆国、インド、インドネシア、中華人民共和国、ベトナム及びマレーシアが該当するものと考えられます。